



愛川町指令

第4号様式(その1)(第7条関係)

## 許 可 証

住所 神奈川県厚木市水引1丁目4番6号  
氏名 株式会社アオイ  
代表取締役 篠田 陽子

令和6年7月23日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町半原2922番地8 株式会社アオイ 愛川営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬(許可番号 愛収運第13号)
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された 排出事業所に限る。
処 理 料 金	
営業許可期間	令和6年8月1日～令和8年7月31日
条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活 環境の保全等に関する条例、愛川町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

令和6年7月25日

愛川町長 小野澤



※この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に愛川町長を被告として提起することができます。